平成２７年（フ）第２４号
静岡県藤枝市下藪田70番地の８　ヴィラフィオーレ201号、旧住所静岡県藤枝市下藪田80番地の17
破産者　相馬サナエ
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５０号
広島市中区堺町２丁目６番５－204号、開始決定時の住所広島市西区己斐大迫１丁目９番15号
破産者　長谷川治昭
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５１号
広島市中区堺町２丁目６番５－204号、開始決定時の住所広島市西区己斐大迫１丁目９番15号
破産者　長谷川和子
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２５号
熊本市東区長嶺東３丁目３番５－205号　ヴィラコンフォート
破産者　宇都宮誠一
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３２３号
札幌市北区篠路２条７丁目６番47号　ハイグレード27－103号（開始決定時の住所）札幌市北区拓北６条２丁目４番６号
破産者　石黒　素直
1　破産債権の届出期間　平成27年９月９日まで
2　一般調査期日　平成27年10月14日午後３時30分
平成27年８月12日
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第７号
滋賀県高島市新旭町針江798番地
清算株式会社　株式会社高島エコ
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2100番地15
再生債務者　有限会社ながい
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年８月11日　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番53号　ウェルフェアグリーン越谷223号
再生債務者　廣田　將
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月16日から平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再イ）第８号
長崎県諫早市城見町５番６号
再生債務者　牛島　優一
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月16日から平成27年９月30日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２７年（再イ）第１４３号
札幌市南区藤野１条７丁目23番11号
再生債務者　瀬戸　健司
1　決定年月日時　平成27年８月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月17日から平成27年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４５号
静岡市葵区瀬名川３丁目14番28号　ベルメゾン202
再生債務者　勝亦　睦子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月14日から平成27年９月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４５号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目37番６号
再生債務者　鵜浦広一郎
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月18日から平成27年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第４７４号
東京都豊島区南大塚３－３－14－201
再生債務者　南嶋　崇郎
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４９６号
東京都青梅市東青梅４－18－４－501
再生債務者　梅田　　勇
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第５２４号
東京都昭島市宮沢町517－42
再生債務者　松尾　勇也
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第５２７号
東京都青梅市野上町４－14－３－601
再生債務者　黒河内　開
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部